

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から57年6月まで  
② 平成6年3月

私は、昭和56年5月にA都道府県からB都道府県に転入した際、国民年金の任意加入手続を行い、自宅近くの郵便局で申立期間①の国民年金保険料を納付するとともに、平成7年3月に事業所を退職後、市役所で国民年金の再加入手続を行った際、申立期間②が未納であることを知り、国民年金保険料を納付したいと申し出たが、その場では納付できなかったため、後日、送付されてきた納付書により自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間②を除き、国民年金保険料の未納は無く、事業所を退職後の平成7年3月31日からは国民年金基金にも加入していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付することに至った市役所職員とのやり取り及び保険料の納付方法等について詳細かつ具体的に申し述べており、このことは、社会保険庁の記録上、平成7年5月29日に納付書が作成されていることから裏付けられ、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間①について、社会保険庁の記録上、昭和57年7月に国民年金に任意加入したことから、国民年金の未加入期間とされており、国民年

金保険料は納付できなかつたものと考えられる上、申立人は、国民年金の任意加入手続を行った時期及び場所について記憶が明確でなく、申立人が申立期間において、国民年金に任意加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が納付していたと主張する金額は、社会保険庁の記録上、納付済みとされている昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料額とおおむね一致しており、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から54年3月まで

私は、社会保険庁の記録では、昭和54年4月に付加年金に加入したとされているが、47年2月に事業所を退職した際、友人に付き添ってもらい社会保険事務所に年金相談に行き、その後、市役所支所に国民年金の加入手続に出向いた際、支所職員から付加年金の加入を勧められたことから、付加年金の加入手続も行い、母親が、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間について付加保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納が無く、納付済みとされている期間の大半を前納していることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が付き添ってもらったとされる友人から、申立人が昭和47年2月に事業所を退職した際、社会保険事務所に年金相談に行ったことを裏付ける証言が得られたこと、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる市役所支所では、申立期間当時、国民年金及び付加年金の加入手続を行っていたことが確認できたことから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和48年1月に、強制加入から任意加入に種別変更されるとともに、その後、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、任意加入の資格取得日は、申立人が国民年金被

保険者資格を取得した 47 年 2 月にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、当時、申立人は、国内に居住し独身であったことから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月及び同年 3 月については、同年 11 月に過年度納付されていることが市町村の国民年金被保険者名簿により確認でき、制度上、付加保険料はさかのぼって納付することはできないことから、当該期間について、申立人の母親は、付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 54 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月までの期間、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで  
③ 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年ごろ、役場職員から未納となっていた過去の国民年金保険料を納付できるという話を聞き、その後、父親から約 40 万円を借りて、自分自身、元妻及び弟の三人分の未納となっていた過去の国民年金保険料を自宅で役場職員に一括して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分自身、申立人の元妻及び弟の未納となっていた過去の国民年金保険料を一括して納付していたと主張しているが、申立人の元妻は申立期間③を含む昭和 50 年 4 月から 53 年 6 月までの期間が、申立人の弟は申立期間①の一部を含む 47 年 2 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②が未納期間とされている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が国民年金保険料を納付するために申立人の父親から借りたとする金額は、昭和 53 年度の時点で、申立人自身、申立人の元妻及び弟が未納とされていた国民年金保険料を、特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とは一致せず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年3月まで

私は、「大学生の娘を国民年金に任意加入させた。あなたの娘さんも任意加入したほうがいい。」と知人から勧められた母親が、私が大学在学中に20歳になった時、A市役所窓口で国民年金の任意加入手続を行うとともに、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が大学を卒業した後に居住していたB区において、昭和62年11月以降に払い出されたものと推認され、申立人が20歳になった当時に住民登録していたA市で払い出されたものではない上、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人に係る国民年金の任意加入手続を行ったと主張するA市役所窓口の場所には、申立期間当時、国民年金の担当窓口は存在していないことが確認できる上、申立人の母親は、納付書に自ら納付金額を記入して国民年金保険料を納付していたと申し述べているが、申立期間当時、A市において使用されていた納付書には、あらかじめ国民年金保険料額が印字されていたことが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母

親は国民年金保険料の金額について記憶が明確でなく、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から、自分自身及び母親の二人分の国民年金保険料を、3 か月ごとに来ていた集金人に納付するとともに、婚姻後は、妻の分も合わせた三人分の国民年金保険料を同様に納付し、納付額は 1 回当たり 1,000 円前後と記憶しているにもかかわらず、申立期間が私のみ納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 40 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、40 年 7 月から 42 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に払い出されたものと推認されるが、申立人は 36 年当時の国民年金の加入手続について記憶が明確でなく、申立人の母親も他界しているため、申立人がその母親と同時期に、国民年金に加入していたかどうかは不明である。

さらに、申立期間は 75 か月と比較的長期間であり、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の妻も、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 42 年 6 月までの期間が未納期間とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月28日から同年7月27日まで  
② 平成元年9月1日から2年1月1日まで

私は、平成元年6月28日から同年7月27日までの期間及び同年9月1日から2年3月31日までの期間について、A事務所管内の小学校に期間講師として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事務所の上部機関であるB委員会の人事異動通知書により、申立人は、申立期間①及び②において、A事務所管内のC小学校及びD小学校に期間講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない上、A事務所の上部機関であるB委員会事務局は、「現在は2か月を超える雇用期間の人事異動通知書が発令された期間講師の場合、厚生年金保険に加入させている。申立人の勤務期間は1か月未満であり、当時も厚生年金保険の加入要件に該当しないものと判断して、厚生年金保険に加入させていなかったものと思われる。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、当時、A事務所管内の小学校で事務を担当していた者は、「期間講師は、従来、共済組合に加入させていたものの、当時、厚生年金保険へ加入させるように取扱いが変更された。しかし、理由は不明であるものの、期間講師の中には、厚生年金保険に未加入の者も存在していた。」旨を供述しており、申立期間①及び②当時、同事務所管内の小学校に期間講師として勤務していた19人のうち3人は、2か月を超えて勤務して

いたにもかかわらず、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の未加入期間が存在していることが確認できることから、当時、同事務所では、2か月を超える雇用期間で雇い入れた期間講師すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、昭和62年7月18日から平成2年4月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B委員会事務局では、申立期間①及び②当時の賃金台帳等が無い上、当時の同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月7日から同年6月1日まで

私は、昭和21年5月から22年7月31日まで、自動車修理工としてA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間における社会保険庁の記録及び同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、当該同僚の供述からは、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び社会保険庁の同社の職歴審査照会回答票により、同社において複数回にわたり、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち連絡の取れた3人は、「A社には、いったん退職してから、再度入社した。」旨の供述をしており、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録がそれぞれの勤務期間と一致していることから、同社では、退職後に再入社する従業員がいたこと及び実際の勤務実態に応じて厚生年金保険の被保険者資格の得喪手続に係る届出を行っていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録上、A社は昭和46年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、事業主及び同僚等からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和20年12

月1日から22年6月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の氏名が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A校に臨時職員（事務補助員）として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述により、申立人は、申立期間①及び②において、A校に臨時職員（事務補助員）として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①及び②当時、A校で事務を担当していた者は、「3月及び4月分の臨時職員の人件費は、学校に予算が配分されていなかったため、別の会計から支給していたと思う。」旨の供述をしており、雇用保険の記録によると、申立期間①のうち昭和 62 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間及び申立期間②のうち 63 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間について、申立人は同校PTAで雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人は、当該期間について、同校から給与を支給されていなかったことが推認できるほか、社会保険事務所の記録によると、同校PTAは、申立期間①及び②並びにそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間①及び②当時、A校で事務を担当していた者は、「臨時職員の人件費について、5月からは再び学校に配分された予算から支給していたが、臨時職員の勤務期間は6月末までの2か月間であり、厚生年金保険の加入要件（2か月を超えて継続勤務の見込み）に該当しないと判断して、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨の供述をしていることから、

申立人は、当該期間において、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、事業主及び同僚等からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管するA校の被保険者原票によると、申立人は、申立期間①の期間中である昭和62年3月4日に健康保険証を返納した記録が確認できる上、申立期間②当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで、A 県の B 社にゴルフ場のキャディとして勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の供述により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 55 年 8 月 15 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険庁の記録によると、事業主、事業主の妻及び同僚は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる上、当該同僚は、「B 社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことは知っていたので、同社に在職中は国民年金に加入していた。よって、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨を供述していることから、申立人のみが申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、昭和 48 年 8 月 1 日に、C 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所に保管する同社の被保険者原票を確認したところ、申立人は、申立期間のうち 48 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 1 日までの期間に、申立人の夫の被扶養者として認定されていることが確認できることから、申立人は当該期間

において、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。